

# 合同会社HLCおいらせ定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、合同会社HLCおいらせと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 子育て支援のための教室、講座、イベントの企画・運営・実施。
- (2) 親子、女性のためのヨガ教室の企画・運営・実施及び講師依頼受託。
- (3) 女性の起業をサポートする教室、講座、イベントの企画・運営・実施。
- (4) 整理収納アドバイザーとして、講座・イベントの主催及び派遣講座・作業サポート依頼の受託。
- (5) 思春期の子とその親のための教室、講座の企画・運営・実施及び講師依頼受託。
- (6) 親子、女性のための商品の提供・販売。
- (7) 前各号に付帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を青森県上北郡おいらせ町上久保61番地128に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

## 第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当社の社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

- 1 金300万円 青森県上北郡おいらせ町上久保61番地128  
有限責任社員 長 沖 みのり

## 第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行)

第6条 当社の業務は、社員長沖みのりが執行する。

(代表社員)

第7条 当社の代表社員は、長沖みのりとする。

## 第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第8条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第9条 各社員は、事業年度の終了の時に退社することができる。この場合においては、各社員は、2か月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社及びその特則)

第10条 各社員は、会社法第607条の規定により、退社する。

② 前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継することとする。

## 第5章 計算

(事業年度)

第11条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

## 第6章 その他

(その他)

第12条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、合同会社HLCおいらせ設立に際し、社員長沖みのりの定款作成代理人である司法書士飯田修一は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成30年1月9日

社員長 沖 みのり

上記社員の定款作成代理人

青森県八戸市根城五丁目13番17号

司法書士 飯田修一